

3

その子らしさを生かし、可能性を伸ばす教育

ハートフルティーチャー、ハートフルサポーター、特別支援教育介助員

事業概要

特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う教育の推進が必要です。

通常学級に在籍している学習や生活に配慮を要する児童生徒に対し、取り出し指導の授業などを実施するため、教員免許状保有者を「ハートフルティーチャー」として配置しています。また、こうした児童生徒に対してきめ細やかな支援を行うため、「ハートフルサポーター」を配置しています。さらに、特別支援学級に在籍している児童生徒に対して生活面の介助等を行うため、学校の実情に応じて「特別支援教育介助員」を配置しています。

※令和4年度は、

- ・「ハートフルティーチャー」を小学校に5名、中学校に5名配置しました。
- ・「ハートフルサポーター」を小学校に94名、中学校に32名配置しました。
- ・「特別支援教育介助員」を小学校に32名、中学校に9名配置しました。

今後の方向性

現在、特別な支援を必要とする児童生徒は年々増加しており、個に応じたきめ細かい指導や支援を行うため、「ハートフルティーチャー」・「ハートフルサポーター」・「特別支援教育介助員」の配置を拡充していきます。

医療と教育 連携推進事業

事業概要

特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導や支援を充実させるためには、医療と教育が連携し、互いの専門的な知見を生かしながら、子どもの教育的ニーズを早期に把握し、適切な指導や支援につなげることが必要です。

心理分野等を専門とする医師で構成される「岐阜こどもの発達研究会(ミモザ会)」と連携協定を結び、速やかに専門家に相談できる体制を整えるとともに、教育支援における専門性の向上を図るため、教職員と医師が相互に研修会を開催しています。研修会は、発達障がいを専門とする医師を講師とした教員向けの研修を年2回、教育関係者を講師とした医師向けの研修を年2回開催しています。

また、医療と学校、保護者が情報を共有するための「ジョイントシート」を作成し、児童生徒への支援に活用しています。

今後の方向性

特別な支援を必要とする児童生徒は年々増加しており、速やかに相談・支援が行えるよう、引き続き専門家との相談体制を整えていきます。

免許法認定講習(特別支援教育に関する科目)

事業概要

通常学級に在籍する児童生徒も含め、特別な支援を必要とする児童生徒は年々増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を充実させるため、これまで以上に、教員の専門性の向上が必要です。

こうした社会的背景もあって、岐阜県が主催する免許法認定講習は、定員の超過が続いている状況です。

そこで、特別支援教育に関わる教員の資質向上を図るため、岐阜市独自で特別支援学校教諭の免許法認定講習を開講しています。

※令和4年度は、8講座を開講し、参加者116名に対し、262単位を授与しました。

今後の方向性

市立学校の教員の特別支援学校教諭免許保有率を高め、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を充実させるため、引き続き免許法認定講習を開講していく予定です。

不登校特例校 草潤中学校での取組

事業概要

本市の不登校児童生徒数の出現率は、全国と比べて高く、またその数は近年増加傾向であったことから、教育機会を確保するため、東海地区初の公立の不登校特例校として、令和3年4月、旧徹明小学校の跡地に草潤中学校を開校しました。

草潤中学校では、不登校を経験した生徒のありのままを受け入れ、個に応じたケアや学習内容・学習環境の中で、心身の安定を取り戻しつつ、一人ひとりに応じた学力を身に付け、それぞれの才能を活かした将来のライフプランを描くことができる学び・体験の場の実現を目指しています。

開校初年度である令和3年度は、約7割の生徒が登校し、約1割の生徒がオンラインで学習に参加しました。登校することが主目的ではありませんが、草潤中学校が安心できる環境になっていることが窺えます。3年生は、全員が高校へ進学しました。

令和4年度は、市内全中学校の不登校生徒や保護者も参加可能な通信制高校合同学校説明会を開催しました。また、ほほえみ相談員が草潤中学校の支援のあり様を体験し、支援のノウハウを学ぶことができる機会をつくりました。

今後の方向性

各校の不登校児童生徒への支援を充実させるため、草潤中学校で効果を発揮している取組のノウハウを市内の学校へ普及させる必要があります。研修等において、草潤中学校の実践紹介や、現場参観を実施する等、各学校の不登校未然防止及び不登校児童生徒への支援の工夫・改善につなげていきます。

不登校児童生徒のための校内フリースペース整備事業

事業概要

本市の不登校児童生徒数の出現率は、全国と比べて高く、その数は増加傾向にあります。こうした中、これまでの分析から、欠席数が年間70日を超えると、不登校が常態化する傾向にあることがわかっており、その未然防止に向けた取組が必要です。

そこで、不登校特例校である草潤中学校の実践を踏まえ、市内の5校にいわゆる「教育相談室」をベースとした「校内フリースペース」を設置します。

「校内フリースペース」では、学校らしくない空間として安心して居心地のよい環境を整えるとともに、人的配置を行うことで、生徒一人ひとりが自ら選択できる機会を提供し、自立に向けた社会性を育みます。

また、この「校内フリースペース」では、近隣校において、自分の学校には登校できないが、他校であれば登校できる生徒の受入も想定しています。

今後の方向性

「校内フリースペース」の効果等を検証し、不登校の未然防止や不登校児童生徒への支援に関するノウハウを市内学校へ展開していきます。

スクールカウンセラーの派遣

事業概要

様々な要因から、心に悩みを抱える児童生徒は一定数おり、その問題は複雑化しています。こうした児童生徒やその保護者が前向きに生活を送ることができるよう、心の負担を軽減させる取組が必要です。

岐阜県では、児童生徒の心の負担を軽減するため、各中学校区にスクールカウンセラーを配置しています。しかし、小学校への配置時数が少なく、カウンセリングを受けたくても受けられない児童生徒や保護者がいたことから、岐阜市独自にスクールカウンセラーを配置し、主に小学校へ派遣をしています。

スクールカウンセラーは、臨床心理に関する専門知識を生かし、児童生徒及び保護者へのカウンセリングを中心に、教職員に対する支援方法の助言等を行っています。カウンセリングでは、不登校やいじめ、親子関係、学習関連等、様々な問題や心の悩みを抱えた児童生徒に寄り添い、心のケアや早期の立ち直りを促しています。

※令和3年度は、児童生徒へのカウンセリングを634回、保護者へのカウンセリングを394回実施しました。また、教職員へのコンサルテーションを618回、観察助言を358回実施しました。

今後の方向性

子育てに関して悩みを抱える保護者や、小学校低学年でカウンセリングを希望する児童、継続的な支援が必要な児童も多く、需要は年々高まっています。市費のスクールカウンセラーを配置することで、こうした多くの需要に応え、早期支援につなげられていることから、今後も継続してスクールカウンセラーを配置していきます。

ほほえみ相談員の配置

事業概要

不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を行うため、教員免許状又は心理学の学位を有するほほえみ相談員を全中学校区に配置しています。

不登校児童生徒への家庭訪問を中心としたふれあい活動のほか、教育相談室の環境づくりや一人ひとりに応じた学習支援を行い、個の主体性を引き出す取組を行っています。

また、専門性の向上やエールぎふ等の関係機関と情報交換をするため、毎月研修会を行い、よりよい支援の実施に資する取組も行っていきます。

※令和3年度は、家庭訪問を3,408回、教育相談室対応を10,581回、自立支援教室での支援を232回、教室での支援を4,234回実施しました。

今後の方向性

・不登校児童生徒数は増加傾向にあり、それぞれの児童生徒が抱える課題も多様で複雑化しています。一人ひとりに寄り添った支援が今後ますます求められていることから、引き続き継続してほほえみ相談員を配置していきます。

要保護及び準要保護児童生徒援助費(就学援助)

事業概要

経済的な理由から教育を受けることが困難な子どもも、その希望する教育を受けられるよう、教育に必要な費用を支援する等により、学びのセーフティネットを構築する必要があります。

教育機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が等しく義務教育を受けられることができるよう、岐阜大学教育学部附属小中学校、市立小中学校へ通う要保護、準要保護の児童生徒の保護者を対象に、学用品費や給食費等を援助しています。

※要保護とは、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する、保護を必要とする状態をいい、準要保護とは、要保護に準ずる程度に困窮しており、就学困難な状況をいいます。準要保護の所得認定基準は、生活保護基準額の1.5倍です。

今後の方向性

全ての児童生徒が等しく義務教育を受けられることができるよう、引き続き認定所得基準を維持して事業を継続していきます。

特別支援教育就学奨励費・遠距離通学児童生徒通学費等補助金

事業概要

○特別支援教育就学奨励費

市内に在住し、市立小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒をもつ保護者の経済的負担を軽減するため、就学にかかる学用品費や給食費等の一部を援助しています。

○遠距離通学児童生徒通学費等補助金

市内に在住し、市立小中学校に在籍する児童生徒のうち、遠距離から通学する者、並びに岐阜市立の通級指導教室に通級する者の保護者の経済的負担を軽減するため、通学又は通級に必要な費用の一部を補助しています。

今後の方向性

対象者数は年々増加傾向にあるため、引き続き事業を継続していきます。

土曜授業の実施 ～君が夢を拓くプロジェクト～

事業概要

子どもたちの学力向上や授業時数の確保、一人ひとりの興味・関心等に基づく体験活動や地域と連携・協働した体験活動を実施するため、平成26年度から土曜日等の教育活動を行っています。

令和元年度までは、学力向上や授業時数の確保、一人ひとりの興味・関心等に基づく体験活動を行い、令和2年度からは、主に地域と連携・協働した体験活動を実施しています。

令和4年度は、子どもたちが本物と出会い、夢や目標をもち、なりたい自分を見つけること、また、生き方への興味・関心を高めることを目指した「君が夢を拓くプロジェクト」として、岐阜市を中心とした多様な企業・団体・大学・地域等において活躍するプロフェッショナルのプログラムの一覧も活用し、各校の実情に応じて年間5回程度土曜授業を実施しました。

今後の方向性

土曜授業が、子どもたちが自らの将来に向き合う有意義な機会となるよう、プログラムの内容を充実させていきます。

外国籍児童生徒等対応指導員の巡回派遣

事業概要

日本語指導や適応指導を必要とする外国籍児童生徒等を支援するため、対応指導員を巡回派遣し、当該児童生徒の日本での適応指導にあたるとともに、当該児童生徒の教育の充実を図っています。

外国籍児童生徒等対応指導員は、①児童生徒の情緒開放②日本語指導③担任の補助④保護者への通訳・連絡⑤翻訳を主に行っています。

一方で、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語を母語にもたない児童生徒が増えてきており、その対応が今後の課題です。

※令和4年度は、中国語指導員2名、タガログ語指導員4名、スペイン語・ポルトガル語指導員1名を、日本語指導や適応指導を必要とする外国籍児童生徒の所属する学校へ派遣しました。

今後の方向性

日本の教育、生活について熟知している外国籍児童生徒等対応指導員の存在は、外国籍児童生徒、保護者にとって非常に大きなものです。外国籍児童生徒が居場所を感じ、その子らしさを生かして可能性を伸ばすことができるよう、取組を進めていきます。

日本語初期指導教室(岐阜市型日本語適応支援プログラム)

事業概要

円滑に学校生活を送るために必要となる基礎的な日本語の能力を身に付けるため、平成30年度から、草潤中学校内に日本語初期指導教室を開設しています。日本語初期指導教室では、毎週月曜日と水曜日の1時間程度、集中的に日本語の指導を行っています。また、令和3年度から、日本語適応支援プログラムを組み、日本語初期指導教室に通うことが難しい児童生徒に対し、タブレット端末を使用してオンラインで指導を行っています。

令和4年度は、タガログ語を母語とする児童生徒を中心に、月に1回程度オンライン指導を行いました。指導する中で、同じ境遇の仲間が存在を知り、学校生活や自分の好み等について交流することで、居場所としての役割も担っています。

岐阜市に編入してくる児童生徒の出身地は多様化・細分化してきており、それらの言語にも対応した指導が必要です。また、週2回ではなく、日常的に日本語指導を行える環境を整える必要もあります。

今後の方向性

一人一台タブレット端末の翻訳機能を活用するとともに、日常的・継続的に日本語指導を行うため、日本語初期指導教室の運用の見直しを検討していきます。